

# 輸送の安全に関する 情報公開資料

この資料は、南三陸観光バス株式会社が経営する一般貸切旅客自動車運送事業の輸送の安全について情報公開することを目的として作成したものです。



2025年4月1日作成

南三陸観光バス株式会社

## 輸送の安全に関する情報公開資料 目次

(項目)	(ページ)
□ 企業理念	1
□ 輸送の安全に関する情報	2~4
□ 安全管理規定	5~9
□ 安全管理体制表	10
□ 非常連絡体制表	11
□ 令和6年度 年間乗務員教育講習予定表	12

# 南三陸観光バス株式会社の企業理念

温かさ

全てのお客様が温かな思い出を作れるようサポートします。

素朴さ

飾らず正直にお客様に接します。

丁寧さ

丁寧な対応でお客様をサポートします。



2024 年度の貸切バス事業者安全性評価認定制度において、三つ星の評価をいたしております。



# 輸送の安全に関する情報

南三陸観光バス株式会社

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）

### ① 安全最優先

輸送の安全確保の最優先が当社の使命であることを深く認識し、当社役員及び社員一同が、輸送の安全確保に最善・最大の努力を尽くします。

### ② 法令遵守

輸送の安全に関する法令及び関連する規定等を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行します。

### ③ 繼続と改善

輸送の安全管理体制を適切に維持するために不断の見直し及び確認を施行します。

### ④ 情報の公開

輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

## 2. 輸送の安全に関する目標と達成状況

	2024 年度目標・達成状況		2025 年度目標
(1) 飲酒運転	〇件	達成(〇件)	〇件
(2) 重大事故（事故報告規則 2 条）	〇件	達成(〇件)	〇件
(3) 有責物損事故	3 件	達成(4 件)	3 件
(4) 軽微な物損事故（3 万円以下）	3 件	達成(4 件)	3 件

## 3.自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する情報（2024 年度）

件数〇件（死亡事故〇件・重傷事故〇件、軽傷事故〇件、物損事故〇件、事故報告書提出件数〇件、健康起因事故〇件）自動車事故報告規則第2条に規定する事故は発生なし。

## 4.安全管理規定

別添のとおり【5p～9p】

## 5.輸送の安全の為に講じた措置及び講じようとする措置

- (1) 直近3年間の運輸安全マネジメント評価の実施状況  
無し

- (2) 直近3年間の民間指定期間における運輸安全マネジメント認定セミナーの受講状況  
有 (2024 年) (2023 年)
- (3) 交通安全運動へ積極的に参加し、期間中は事故防止運動を実施します。  
(春の全国交通安全運動、夏の事故防止運動、秋の全国交通安全運動、年末年始の自動車輸送安全総点検)

## 6.輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別紙 1 「安全管理体制表」【10p】、別紙 2 「非常連絡体制表」【11p】のとおり

## 7.輸送の安全に関する教育及び研修の実施

- ・運転者・・・適性診断の受診と特別指導の実施

初任診断及び特別指導（運転者選任前）2024 年度実施なし

適齢診断及び特別指導（65歳以上毎年）2024 年度 19 名

一般診断（初任受診以後64歳まで毎年）2024 年度 13 名

\*外部機関講習の受講（毎月、別紙計画書のとおり）【12p】

運転者の指導及び監督の指針に基づく乗務員教育講習を独立行政法人自動車事故対策機構 NASVA 仙台主管支所から講師派遣により習熟効果の高い教育を実施しました。

- ・運行管理者・・・運行管理者一般講習の受講（毎年）2024 年度運行管理者 8 名、

運行管理補助者 7 名各受講

- ・整備管理者・・・整備管理者選任後研修の受講（2年に1度）2024 年度 2 名受講

## 8.輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じようとする措置

\*内部監査の実施の有無 無

\*直近事業年度における実施回数 無

\*対象者 取締役社長（安全統括管理者）

\*監査結果 指摘有・指摘無

\*指摘があった場合の措置 全従業員に共有し、速やかに対応（処置）する

## 9.安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者 山田 廣康

社内での役職 取締役社長

選任年月日 2024 年 11 月 1 日

## 10.運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報

運転者	雇用形態	正規雇用	正規雇用以外		
		18人	13人		
	社会保険等加入者 数	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
		19人	16人	31人	31人
	平均勤続年数	8.5年			
	平均給与月額の 水準	正規雇用運転者	正規雇用以外 運転者		
		A	B		

\* 平均勤続年数は直近事業年度における正規雇用運転者が対象（過去に勤務していた他社の勤続年数は含まない）。

\* 平均給与月額の水準は運輸局ブロック別の報告事業者平均給与月額を基準額とし、直近の基準額と比較して A～D の中から選択すること。

運行管理者及び整備管理者の人数	運行管理者	運行管理補助者	整備管理者	整備管理補助者	
	7人	7人	2人	1人	
内他業務（運転者等）の兼任者数	6人	3人	2人	0人	

## 11.事業用自動車に係る情報

区分	車両数	年式		平均車齢	ドライブレコーダー搭載車両導入台数	デジタル式運行記録計搭載車両導入数	ASV搭載車両導入台数
		最古	最新				
大型（観光用）	11	2012年	2019年	12.0年	11台	11台	5台
大型（送迎用）	1	1997年		28年	1台	1台	0台
中型（観光用）	2	2012年	2016年	10.5年	2台	2台	1台
中型（送迎用）	13	1998年	2016年	21.2年	13台	13台	0台
小型	7	2003年	2017年	16.4年	7台	7台	0台

区分	主な運行の態様 観光輸送（昼間）、観光輸送（夜間）、学校・企業等送迎、冠婚葬祭輸送、乗合高速バス受託、その他のいずれかを記載	任意保険の加入状況	
		対人保険保証額	対物保険保証額
大型	観光輸送（昼間）学校・企業等送迎	無制限	無制限
中型	観光輸送（昼間）学校・企業等送迎	無制限	無制限
小型	観光輸送（昼間）冠婚葬祭輸送	無制限	無制限

# 南三陸観光バス株式会社 安全管理規定

## 目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規定（以下「本規定」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二条の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規定は、当社の乗合バス及び貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、運行管理者及び整備管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- 一 安全統括管理者
  - 二 運行管理者
  - 三 整備管理者
  - 四 その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなった時は、当該管理者を解任する。
  - 一 國土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、内部監査を行う。
- 六 輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見をまとめる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害時に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規定、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

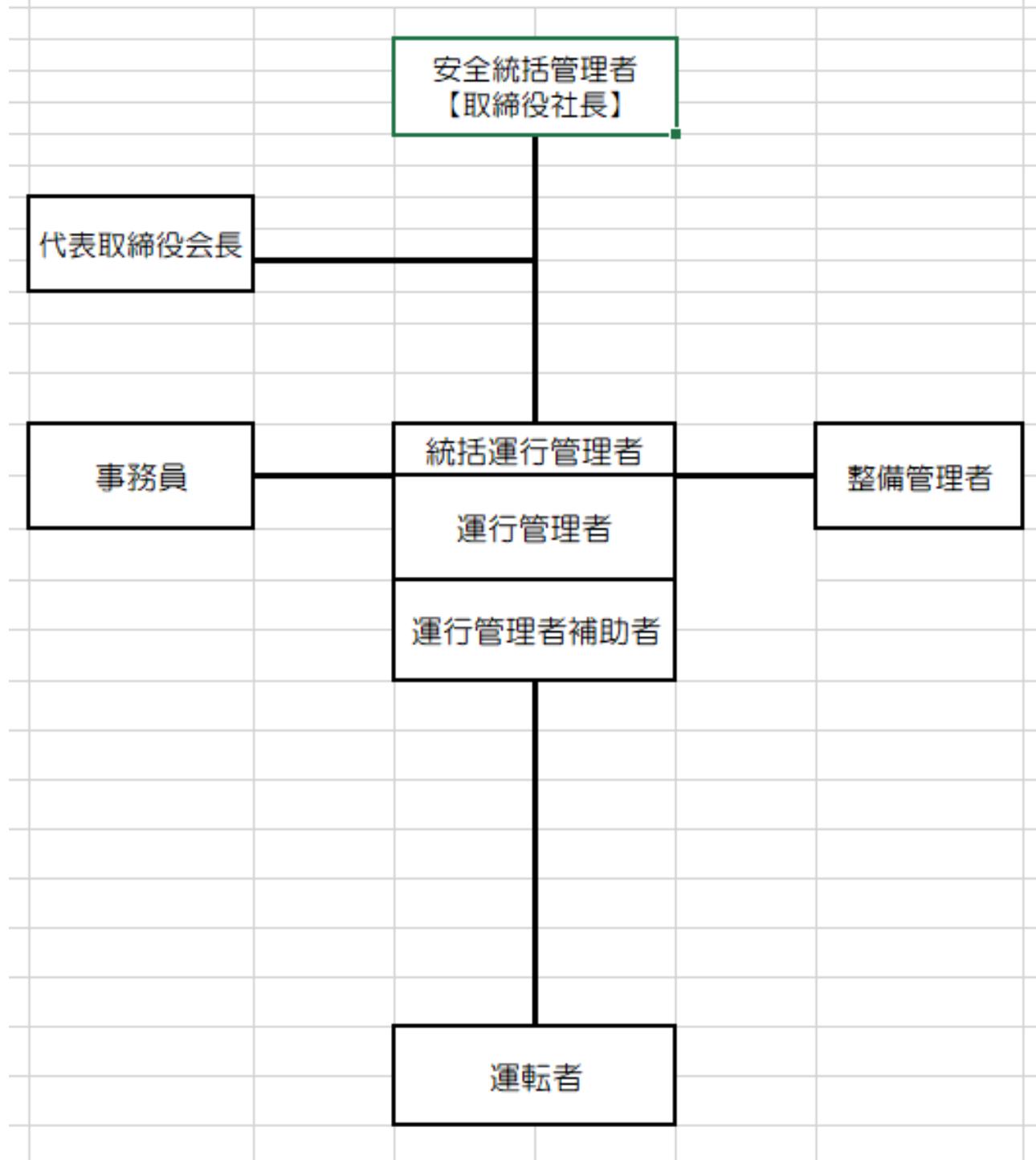
(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規定は業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は、当社の方により適切に保存する。

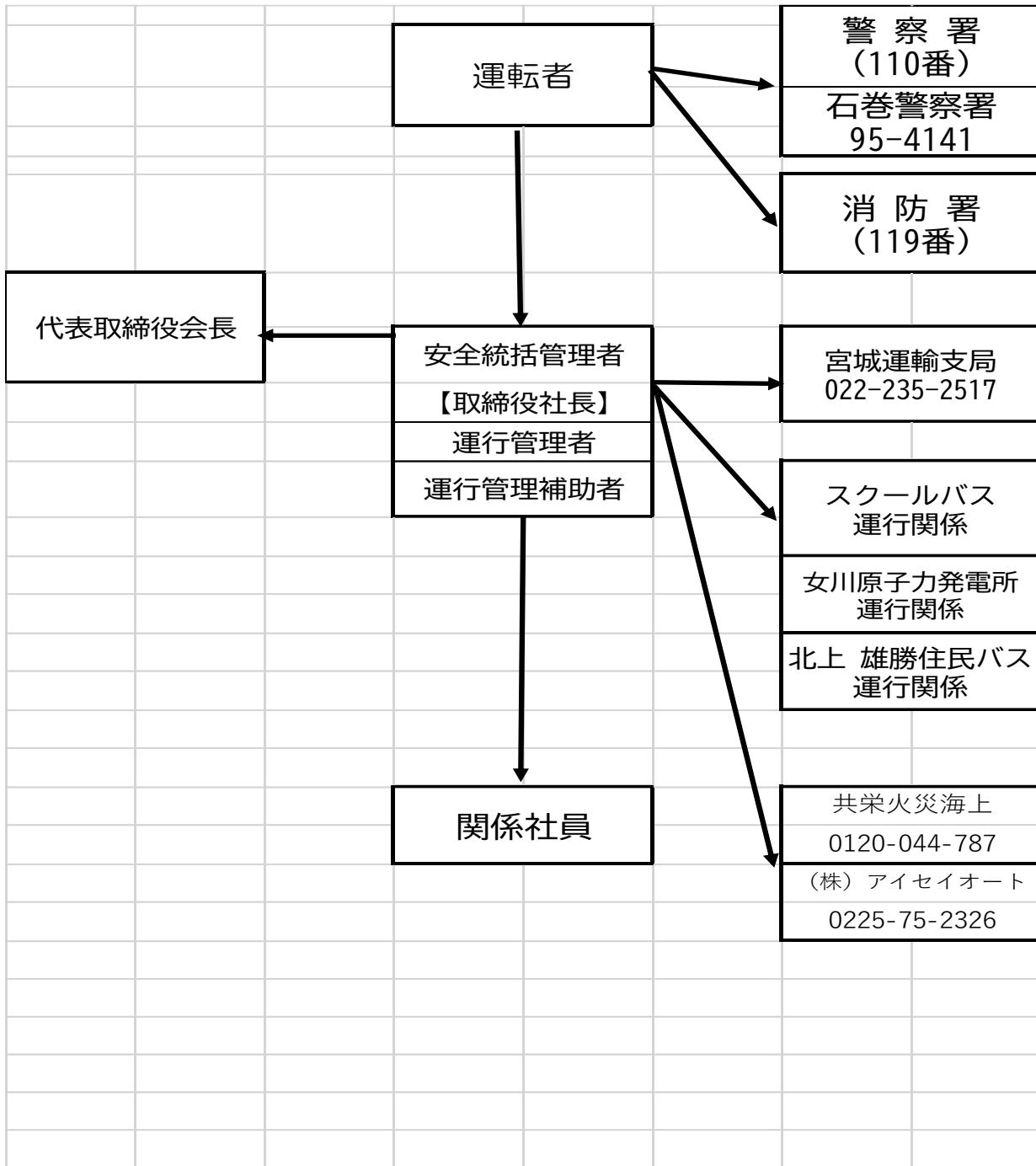
2024年11月1日届出

# 安全管理体制表（組織図）



2025.4.1

# 非常連絡体制表



2025.4.1

## 令和6年度 年間乗務員教育講習

社名：南三陸観光バス株式会社

場所：石巻市大森字新大土1番地

月日	時間	「指導及び監督の指針」の該当項目	防止対策に基づく指導内容
4月9日（火）	10:00～11:00	(1) ①事業用自動車を運転する場合の心構え	バス事業者の使命及び事故の社会的影響等に関すること
5月9日（木）	10:00～11:00	(1) ②事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	関係法令・交通ルール等に関すること及び交通事故が加害者、被害者等に与える心理的影響
6月18日（火） 6月19日（水）	10:00～11:00	(1) ③事業用自動車の構造上の特性 (2) ④ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の特性に応じた安全運転 (2) ⑤ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有	大型車の車両特性、追突事故防止に関すること 貸切バスの運転に関するヒヤリ・ハットや苦情についてドライブレコーダーの記録を活用した指導及びドライブレコーダーの記録を活用した情報共有及び事故防止
7月9日（火）	10:00～11:00	(1) ⑥乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 (2) ⑦ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の特性に応じた安全運転 (2) ⑧ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有	車内事故防止に関すること 貸切バスの運転に関するヒヤリ・ハットや苦情についてドライブレコーダーの記録を活用した指導及びドライブレコーダーの記録を活用した情報共有及び事故防止
8月6日（火）	10:00～11:00	(1) ⑨旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 ★事故や災害等への遭遇を想定した非常時訓練	旅客の乗降時の注意点及び駐車場所等に関すること ★実際のバスを使用した訓練の実施 ※発煙筒、消火器、非常口等を利用した訓練
9月10日（火）	10:00～11:00	(1) ⑩主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況	危険箇所、ヒヤリ・ハットに関すること
10月8日（火）	10:00～11:00	(1) ⑪危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	危険予測予測及び回避、悪天候が運転に与える影響等、指差呼称に関すること
11月12日（火） 11月13日（水）	10:00～11:00	(1) ⑫運転者の運転適性に応じた安全運転	適性診断結果を用いた運転の振り返りに関すること
12月10日（火）	●10:00～11:00	●乗務員様 事故防止研修会 (2) ⑬ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の特性に応じた安全運転 (2) ⑭ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有	●事故防止に関すること 貸切バスの運転に関するヒヤリ・ハットや苦情についてドライブレコーダーの記録を活用した指導及びドライブレコーダーの記録を活用した情報共有及び事故防止
令和7年 1月8日（水）	10:00～11:00	(1) ⑮交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的因素並びにこれらへの対処方法 ★労基法関係	飲酒運転防止、運転心理に関すること ★労基法・改善基準告示に関すること
2月4日（火）	10:00～11:00	(1) ⑯健康管理の重要性	健康管理、過労運転防止に関すること
3月5日（水） 3月7日（金）	10:00～11:00	(1) ⑰安全性の向上を図るために装置を備える貸切バスの適切な運転方法 (2) ⑱ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の特性に応じた安全運転 (2) ⑲ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有	ASV等安全性の向上を図るために装置を備える貸切バスの適切な運転方法 貸切バスの運転に関するヒヤリ・ハットや苦情についてドライブレコーダーの記録を活用した指導及びドライブレコーダーの記録を活用した情報共有及び事故防止

(1)…旅客自動車運送事業者による指導及び監督の内容に準じる項目

(2)…一般貸切旅客自動車運送事業者による指導及び監督の内容に準じる項目